

別表第2（第7条）

騒音又は振動に係る特定作業

番号	作業の種類
1	板金又は製かんの作業
2	鉄骨又は橋りょうの組立の作業（建設又は建築の現場作業を除く。）
3	ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、その他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業（建設現場における作業を除く。）
4	自走式破砕機による破砕作業（建設現場における作業を除く。）

備考 別表第1に掲げる特定施設を設置して行う作業は除く。

別表第7（第21条）

1 悪臭に係る特定作業

番号	作業の種類
1	ブラスト又はタンブラストによる金属の表面処理
2	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
3	農薬又は化学肥料の製造
4	飼料又は有機肥料の製造（13の項に掲げる施設を除く。）
5	貝灰の製造
6	綿の製造又は再生
7	金属箔又は金属粉の製造
8	石綿、岩綿、鉍さい綿又は石膏の製造又は加工
9	合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
10	動物質廃棄物の焼却作業
11	溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
12	ドライクリーニング
13	動物質臓器、骨又は排泄物を原料とする物品の製造
14	動植物油の精製
15	油かんその他のあきかんの再生
16	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
17	金属の圧延又は熱処理
18	自動車（道路交通法第2条第9号に規定する自動車をいう。）を解体又は修理する作業
19	紙又はパルプの製造
20	皮革製品の製造
21	羊毛又は羽毛の洗浄又は加工
22	たんぱく質の加水分解
23	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
24	その他町長が定める作業

備考 別表第6に掲げる特定施設を設置して行う作業は除く。